

石垣市国民保護計画

～避難実施要領のパターン編～

令和元年 12 月

石 垣 市

目 次

第 1 章	避難実施要領のパターンの概要・・・・・・・・・・	1
1	避難実施要領のパターン作成の目的・・・・・・・・	1
2	避難実施要領のパターン概要等・・・・・・・・・・	1
3	避難実施要領のパターンの構成・・・・・・・・・・	2
第 2 章	避難措置に係る基本的事項・・・・・・・・・・	2
1	避難時の伝達・・・・・・・・・・	2
2	パターンとして想定される事態及び特徴・・・・・・・・	4
3	避難形態について・・・・・・・・・・	5
第 3 章	避難実施要領のパターン・・・・・・・・・・	10
1	避難実施要領の様式・・・・・・・・・・	10
2	避難実施要領のパターン・・・・・・・・・・	15
1	【屋内避難】パターン 1 例・・・・・・・・・・	16
2	【島内避難】パターン 4 例・・・・・・・・・・	19
3	【島外避難】パターン 1 例・・・・・・・・・・	34
第 4 章	避難実施要領作成における注意点・・・・・・・・	39
1	各種の事態に即した対応・・・・・・・・・・	39
2	避難誘導に係る情報の共有化、一元化・・・・・・・・	39
3	住民に対する情報のあり方・・・・・・・・・・	40
4	避難行動要支援者等への配慮・・・・・・・・・・	41
5	安全かつ規律を保った避難誘導・・・・・・・・・・	41
6	学校や事業者における対応・・・・・・・・・・	42
7	民間企業による協力の確保・・・・・・・・・・	42
8	住民の「自助」努力により取組みの促進・・・・・・・・	43
第 5 章	資料編・・・・・・・・・・	44

第1章 避難実施要領のパターンの概要

1 避難実施要領のパターン作成の目的

国民保護法においては、武力攻撃事態等により国民保護法が適用される事案が生じ、当該市町村の住民に対し避難の指示があった場合、市町村（長）は、住民の避難措置に携わる様々な関係機関が、共通の認識のもとで避難活動を円滑に行えるよう、避難方法や手段、関係職員の配置などを決定し、直ちに避難実施要領を定めることとされている。

そこで、本市では市国民保護計画に基づき、あらかじめ避難実施要領のパターン（以下、「本パターン」という。）を作成するとともに、住民の避難誘導において本市がとるべき基本的事項を定めるものとする。

また、実際に国民保護事態が発生した場合には、事態の規模や避難方法、発生場所、時間等の条件も異なることが予想されることから、本パターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に具体的な避難指示の内容等に応じて、迅速に避難実施要領を作成することが重要であり、そのため、今後の状況の関係機関の知見、訓練による検証結果等を踏まえ内容の見直しを行うものとする。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事案の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

2 避難実施要領のパターン概要等

○国民保護法第61条で定められている事項（法定事項）

- ① 避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関して必要な事項

○市町村国民保護モデル計画において列挙している事項

- (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- (2) 避難先
- (3) 一時集合場所及び集合方法
- (4) 集合時間

- (5) 集合に当たっての留意事項
- (6) 避難の手段及び避難の経路
- (7) 市職員、消防団員の配置等
- (8) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- (9) 要避難地域における残留者の確認
- (10) 避難誘導中の食料等の支援
- (11) 避難住民の携行品、服装
- (12) 問題が発生した際の緊急連絡先等

3 避難実施要領のパターンの構成

本パターンは、以下のとおり構成する。

第1章	避難実施要領のパターンの概要
第2章	避難措置に係る基本的事項
第3章	避難実施要領のパターン
第4章	避難実施要領作成における注意点
第5章	資料編

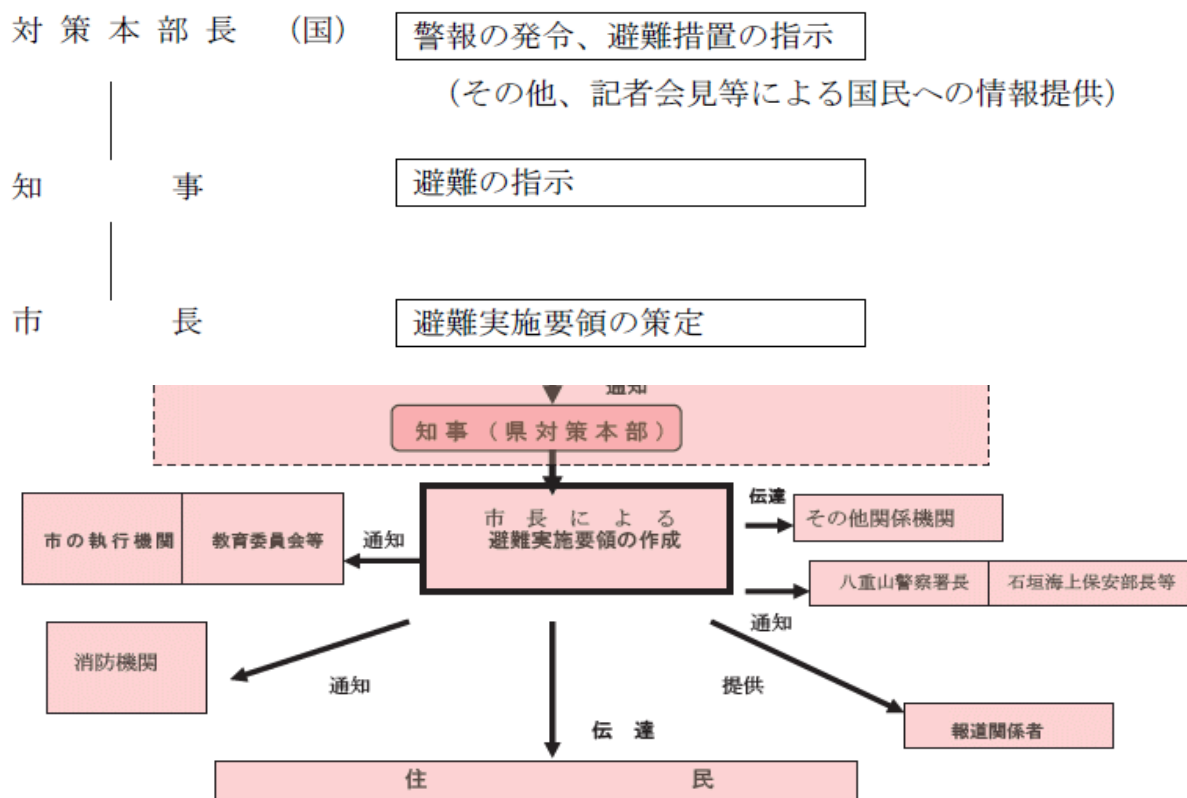
第2章 避難措置に係る基本的事項

住民の避難に関する措置を行う場合は、国、都道府県、市町村がそれぞれ必要な事項を以下のとおり示すこととなる。

市町村の場合は、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行う事となる。

1 避難時の伝達

避難時の伝達については、概ね以下のとおり、国の対策本部長より「警報の発令、避難措置の指示」を県知事へ行い、それに基づき県知事が市長へ避難指示し、市長は迅速に避難実施要領の策定を行い、避難住民の誘導を行う。



図：避難指示等の流れ

○国（避難措置の指示）

- （１）住民の避難の必要な地域（要避難地域）の指示
- （２）住民の避難先となる地域（避難先地域）の提示
- （３）住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要の提示

○県（避難の指示）

- （１）～（３）の提示
- （４）主要な避難経路の提示
- （５）避難のための交通手段その他避難の方法の提示

○市（避難実施要領の策定）

- （１）避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- （２）避難住民の誘導の実施方法
- （３）避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- （４）避難に実施に関し必要な事項

2 パターンとして想定される事態及び特徴

市国民保護計画においては、対象とする事態として想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を避難実施要領のパターンとして以下のとおり想定される。

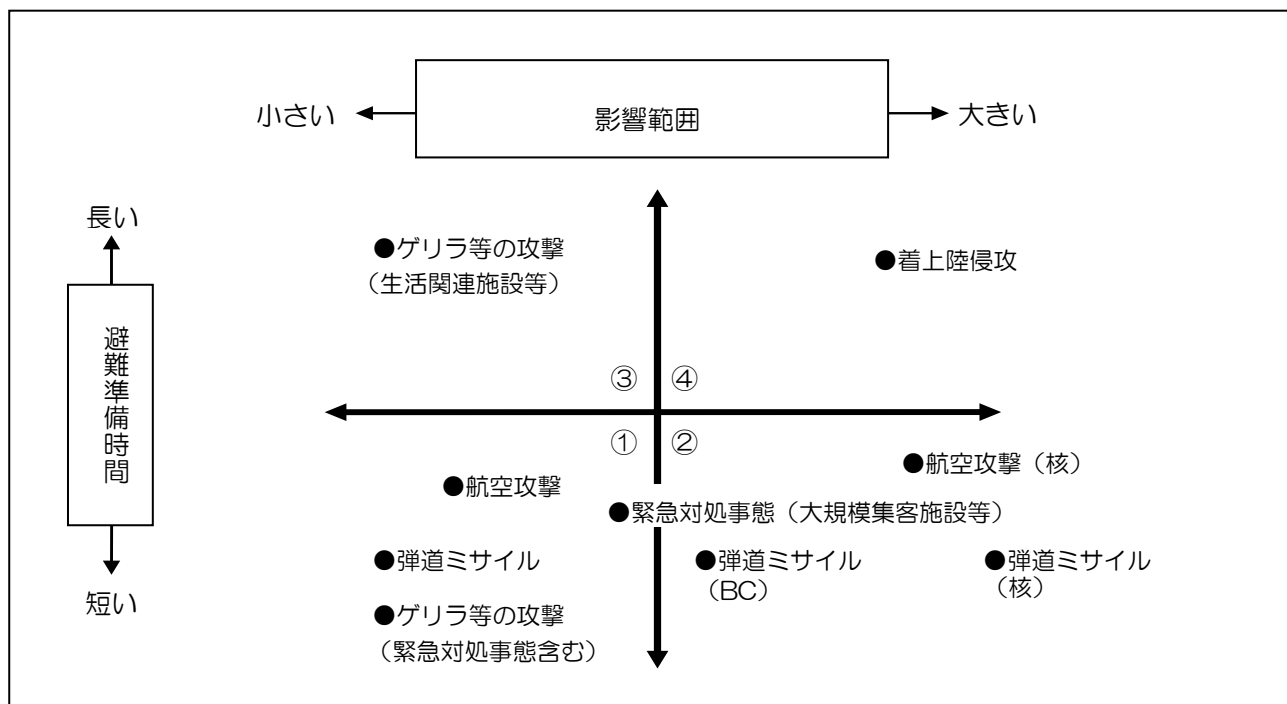
○市民保護計画において想定される事態及びその特徴

	類 型	主な特徴
武力 攻 撃 事 態	①着上陸侵攻	1 一般的に国民保護計画措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 2 状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。 3 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
	②ゲリラや特殊部隊による攻撃	1 突発的に被害が生ずることも考えられるため、都市部の政治経済の中核、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要。 2 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。
	③弾道ミサイル攻撃	1 発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 2 極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾道）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾道の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。
	④航空攻撃	1 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 2 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも想定される。

緊急 対 処 事 態	①危険性を内在する物資を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	1 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 2 危険物積載船への攻撃 3 ダムの破壊 4 発電所の破壊
	②多数の人が集合する施設・大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	1 大規模集客施設、離島ターミナル駅等の爆破 2 空港等の爆破
	③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	1 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 2 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 3 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 4 水源地に対する毒物等の混入
	④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	1 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 2 弾道ミサイル等の飛来

3 避難形態について

事態の類型、攻撃の影響範囲及び準備時間の有無による避難のパターンを整理すると、以下の図のような分類が可能である。



○避難の形態

避難の形態は、避難準備時間及び影響範囲より、「屋内避難（自宅及び近傍の建物への避難）」及び「島内避難（市内の避難場所及び施設へ避難）」「島外避難（市外への避難）」の3種類が基本である。また、一時的に屋内避難を行ない、その後、島内・島外避難をする場合も想定される。さらには事案によっては、一部地域に屋内避難、別の地域には島外避難を求める場合もありうる。

住民の避難誘導を行う場合には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難させる住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。想定される事態と合わせて整理すると、以下のような避難形態が考えられる。

（１）突発的で影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する（屋内避難）

【ゲリラ等による攻撃】

- 1 攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
- 2 状況により、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要。

【弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）】

- 1 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害を最小限にとどめる。
- 2 当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅牢な施設内へ避難を指示。
- 3 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じ必要な措置を講じつつ他の安全な地域へ避難させる

【航空攻撃】

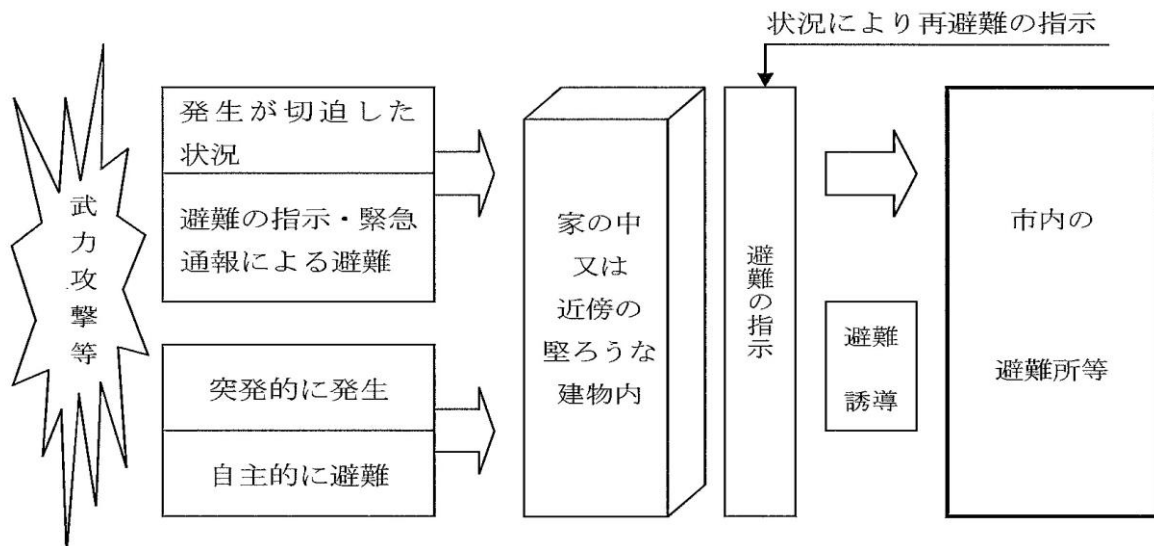
弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。

【大規模集客施設への攻撃】

施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する。

【交通機関等を使用した攻撃】

大規模集客施設に対する攻撃と同様の対処とする。



(2) 突発的で影響範囲が大きい事態（弾道ミサイル（BC、核）、航空攻撃（核））

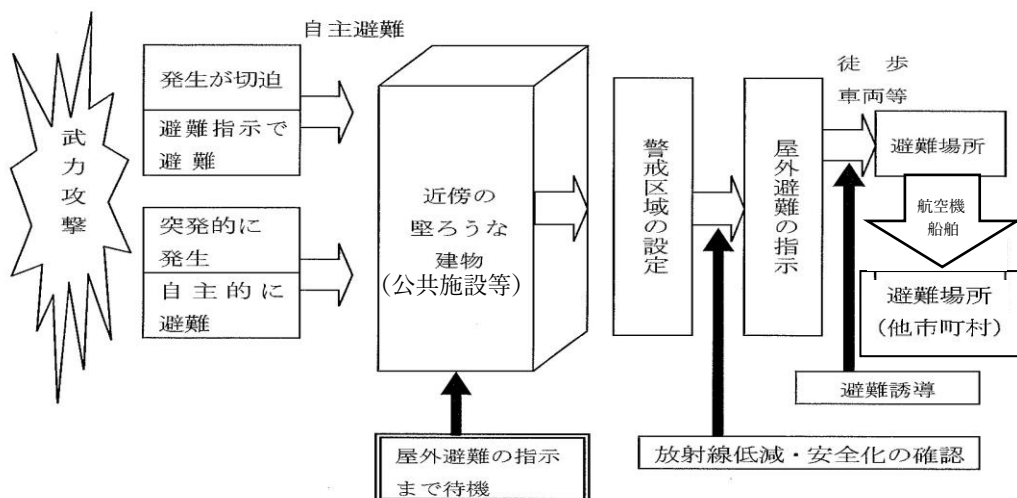
基本的な避難形態：直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待って広域的避難（島外避難）

【弾道ミサイル攻撃（BC、核爆弾）】

- 1 攻撃当初は、爆心地から直ぐに離れ、近くの堅牢な建物、地下施設に避難。
- 2 一定時間後、BC や放射線の影響を受けない安全な地域に避難。
- 3 核爆発に伴う熱線、熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する。

【航空攻撃（核爆弾）】

弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。

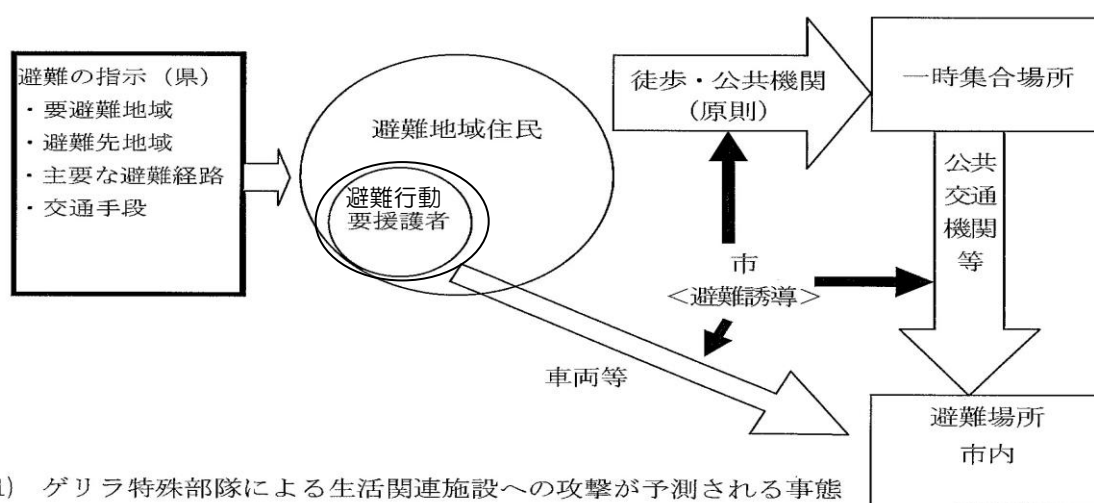


(3) 時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：ゲリラ等に攻撃が局地的に予測された場合、市内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる。(島内・島外避難)

【ゲリラ等による生活関連施設への攻撃が予測される事態】

警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難させる。



- (1) ゲリラ特殊部隊による生活関連施設への攻撃が予測される事態
- (2) 警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難

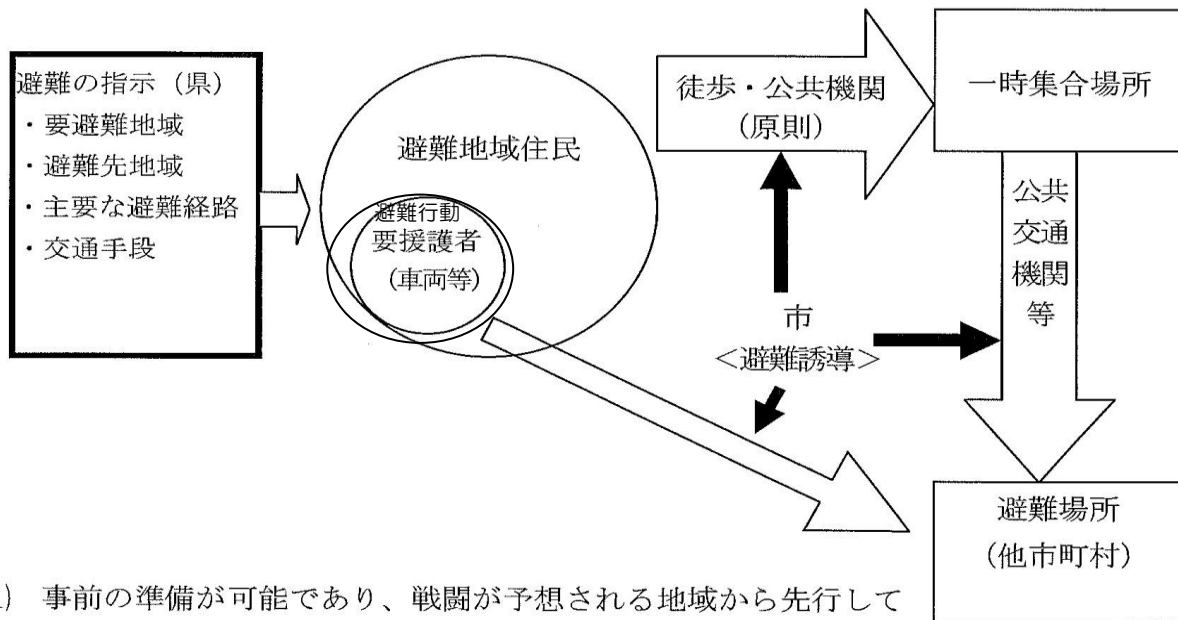
※「公共交通機関等」とは、市が協力要請をするバス会社による輸送を想定

(4) 時間的余裕がありかつ影響が広範囲な事態

基本的な避難形態：計画的に市外へ広域的に避難（島外避難）

【着上陸侵攻】

- 1 時間的に余裕があり、かつ影響が広範囲になることが考えられることから、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させることから考えられる。
- 2 事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市及び県の区域を越える避難も必要な事態も想定されることから、国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を持って対応することが必要となる。
- 3 このため、国の総合的な方針に基づき、避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めないものとする。



- (1) 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させる。

【避難の基本的な考え方（まとめ）】

- (1) 突発的で影響範囲が小さい事態
⇒直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する（屋内避難）
- (2) 突発的で影響範囲が大きい事態
⇒直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待って広域的に避難（島内・島外避難）
- (3) 時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態
⇒ゲリラ等に攻撃が局地的に予測された場合、市内の影響の少ない地域の避難場所へ 避難させる（島内・島外避難）
- (4) 時間的余裕がありかつ影響が広範囲な事態
⇒計画的に市外へ広域的に避難（島外避難）

第3章 避難実施要領のパターン

市は、避難の指示があったときは、速やかに避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行う事となる。そのために、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

1 避難実施要領の様式

国民保護措置を行う事態が発生した場合において、時間的な余裕がなく、混乱することもあることから、事態に応じて必要事項を記載し、より柔軟に対応することができるように、あらかじめ必要と思われる事項を様式として用意しておき、事案によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられている。

記入様式については、一定の基礎情報、その他避難に必要と思われる事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして、基本様式を次のとおり示す。

様式 1：屋内避難における避難実施要領の様式

避難実施要領	
石 垣 市 長	
月 日 時 分現在	
☐ 屋内避難 ☐ 島内避難 ☐ 島外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
避難地域：	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察： 消防：
連絡調整先	県現地対策本部： 現地調整所： その他関係機関：
3 事態等の特性で留意すべき事項	
4 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
5 緊急時の連絡先	
石垣市国民保護・緊急対処事態対策本部	TEL: FAX:

様式 2：島内・島外避難における避難実施要領の様式

避難実施要領				
				石 垣 市 長
				月 日 時 分現在
☐ 屋内避難 ☐ 島内避難 ☐ 島外避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期				
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：	気温： °C	風向： 風速： m/s	
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察： 消防：			
連絡調整先	県現地対策本部： 現地調整所： その他関係機関：			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち要援護者				
うち外国人等の数				

5 避難者数（単位：人）				
5-1 一時集合場所				
避難地域				
避難施設名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-1 避難施設				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	航空機・バス・船舶・徒歩・その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
その他輸送手段	要援護者			
	その他（入院患者等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要避難経路：		
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難誘導方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	避難先			
	集合時間			
	輸送手段			
	避難経路			
	その他（避難所責任者等）			

避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位				
	避難先				
	輸送手段				
	避難経路				
	その他（避難所 責任者等）				
要支援者 等の避難 方法	誘導の実施単位				
	支援方法				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始時間				
8-2 職員の配置方法					
配置場所・人数					
8-3 残留者の確認方法					
確認担当者					
開始時期					
場所					
方法					
8-4 追加情報の伝達方法					
9 避難時の留意事項					
10 誘導に際しての留意事項（職員）					
11 情報伝達					
避難実施要領の住民への伝 達方法					
避難実施要領の伝達先					
職員間の連絡方法					
12 緊急時の連絡先					
石垣市国民保護・緊急対処事態対策本部			TEL: FAX:		

2 避難実施要領のパターン

本項では、避難形態が異なる架空の国民保護事案を想定し、前項の様式を使用して

「避難実施要領のパターン」を次のとおり例示する。

項 目	事態に対する 避難パターン	事 態	事案の内容
①〔屋内避難〕 パターン	1.弾道ミサイル ※通常弾頭	弾道ミサイルが島内に着弾する可能性がある場合	某国より弾道ミサイルが発射され、本市域内において、1時間後程度で着弾もしくは上空を通過するおそれが判明したことにより、住民を屋内へ避難させる事案
②〔島内避難〕 パターン	1.ゲリラ特殊部隊による攻撃	爆発物が発見され島内の避難施設に避難する場合	真栄里地区内にある大規模商業施設に爆発物が発見され、爆破計画がテログループにより明らかになり、施設利用者や周辺住民及び観光客等を避難施設まで避難させる事案
	2.石垣港周辺へのミサイルによる攻撃	石垣港周辺へのミサイル攻撃の可能性有	石垣港周辺へのミサイルによる攻撃の可能性があることが明らかになり、港湾施設や離島ターミナル施設利用者や周辺住民及び観光客等を避難施設まで避難させる事案
	3.上陸侵攻による攻撃	某国による着上陸侵攻の可能性有	平久保地区へ某国による着上陸侵攻攻撃の可能性があることが明らかになり、周辺住民及び観光客等を島内の避難施設まで避難させる事案
	4.石垣空港・石垣港へのミサイル・航空機攻撃	石垣空港・石垣港へのミサイル及び航空機での攻撃可能性有	石垣空港及び石垣港へのミサイルや航空機による攻撃の可能性があることが明らかになり、石垣空港及び港湾施設や離島ターミナル施設利用者や周辺住民及び観光客等を避難施設まで避難させる事案
③〔島外避難〕 パターン	1.着上陸侵攻	某国の武装工作員による侵攻がある場合	某国の武装工作員による石垣島北部地域の海岸より侵入し、全島が制圧されるおそれがあるため、北部周辺地の住民及び観光客等を一時避難所へ避難させ、順次、島外へ避難させる事案

■屋内避難パターン１：【弾道ミサイル・通常弾頭】

《市街地周辺の地域を着弾もしくは通過する可能性があり、避難までの対応に時間がないことから、屋内へ避難する事案》

某国による弾道ミサイルが発射され、本市域内において、１時間後程度で着弾もしくは上空を通過するおそれが判明したことにより、住民を屋内へ避難させる事案を想定するものとする。

表：事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
00 月 00 日 00:00～	・某国で弾道ミサイル発射の兆候を確認	・国、県、市対策本部の設置 ・国対策本部が避難措置の指示を検討（県、市からの情報収集） ・県対策本部が避難の指示を検討
00:00		・県と市で避難施設及び避難路の協議開始
00:00	・国から県へ避難措置の指示	
00:00	・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領（案）を作成し、関係機関と調整
00:00		・市で武力攻撃事態等対策本部会議を開催（避難実施要領の検討） ・避難実施要領（屋内避難）の策定を完了し、防災行政無線等で直ちに住民に知らせる。
00:00～		・防災行政無線の不感地域や住居以外の滞在者、観光客等に避難指示を周知すべく市役所保有のすべての広報車を使用する緊急広報体制にて屋内避難を呼びかける。 ・大規模集客施設や店舗等に対しても所管部局から協力の呼びかけ
00:00		・着弾のおそれがある地域に対しＪアラートにより警報の発令 ・屋内避難の実施
00:00	住民等の避難完了	

屋内避難実施要領の様式（記載例）	
避難実施要領	
石 垣 市 長 月 日 時 分現在	
☒ 屋内避難 ☐ 島内避難 ☐ 島外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
避難地域：市街地（南部地域）周辺の地域を着弾もしくは通過する可能性	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2 0 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日（火） 〇 〇 : 〇 〇
発生場所	市街地（南部地域）へ着弾もしくは通過する可能性
実行の主体	某国（詳細は不明）
事案の概要と被害状況	某国による弾道ミサイルが発射され、市街地（南部地域）において、1 時間程度で着弾もしくは上空を通過する可能性がある。
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認する。
気象の状況	天候：晴れ 気温：2 5 °C 風向：南 風速：4 m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	市街地（南部地域）
避難先と避難誘導の方針	屋内避難（住居以外の滞在者、観光客等へは近くの建物へ避難を誘導する。また、大規模商業施設や店舗等に対して協力を呼びかける）
避難開始日時	〇 〇 月 〇 〇 日（ ） 〇 〇 : 〇 〇
避難完了予定日時	〇 〇 月 〇 〇 日（ ） 〇 〇 : 〇 〇
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	防災行政無線・広報車・防災ラジオ等による屋内避難の呼びかけを行う。
連絡調整先	県対策本部・現地調整所（八重山事務所）：市職員 2 名を派遣 その他関係機関：石垣市消防本部・八重山警察署・第11管区石垣海上保安本部
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 （除染の必要性等）	弾頭には大量殺傷物資等を用いる計画は含まれているか不明なことから、情報収集を行う必要がある。
地域の特性	繁華街を伴うため、多くの飲食店やお土産店が建ち並び、市民及び観光客等が賑わう地域である。
時期による特性	年間を通して離島ターミナルやアーケードには、多くの観光客が集まる地域である。
4 住民の避難行動	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	そのまま屋内に留まる。
屋外にいる場合	近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建物の地階等へ避難する。
5 残留者の確認方法	
確認担当者	市職員・消防職員・警察職員（約〇名：協議に応じて対応）
開始時期	〇 〇 月 〇 〇 日（水） 〇 〇 : 〇 〇
場所	字 〇 〇 〇
方法	防災行政無線、登録制メール、Ｓ Ｎ Ｓ、広報車両による呼びかけ及び戸別訪問
6 追加情報の伝達方法	
防災行政無線、防災ラジオ、登録制メール、Ｓ Ｎ Ｓ、広報車等	

7 避難時の留意事項	
【基本事項】 ・避難までに時間がないことから、速やかに屋内へ避難する。 ・屋内避難の際は、爆発の影響により窓ガラスが飛散する可能性があるため、窓付近から離れること。 【事態の特性】 ・大量殺傷物質等が用いられている可能性も含めて対応を検討するとともに、関係機関からの情報収集が必要。	
8 誘導に際しての留意事項（職員）	
【心得・安全確保・服装等】 ・職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。	
9 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容（重要項目のみ）を伝達する。 ・市ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等へ掲載する。 ・市の保有車両、消防車両等による広報を行う。
避難実施要領の伝達先	・関係機関連絡先一覧による☑
職員間の連絡方法	・職員専用メール、ＳＮＳ等（職員LINE）、専用携帯電話、トランシーバーにて実施する。
10 緊急時の連絡先	
石垣市国民保護・緊急対処事態対策本部	TEL:0980-82-9911（代表） FAX:0980-83-1427

■島内避難パターン１：【ゲリラ特殊部隊による攻撃】

《大規模商業施設内に爆発物が発見され、島内の避難施設に避難する事案》

真栄里地区内にある大規模商業施設に爆発物が発見され、爆破計画がテログループにより明らかになり、施設利用者や周辺住民及び観光客等を避難施設まで避難させる事案を想定するものとする。

表：事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
0月00日 0:00～	・真栄里で爆発物により商業施設が爆破 ・テログループより犯行声明の発表があり、爆破を予告	・爆発物による爆破で多数の死傷者が発生 ・(00:00) 真栄里で発生した事案について、国が緊急処理事態に認定
00:00	・テログループの拠点捜索により、00時に真栄里地区の大規模商業施設を爆破する計画が判明	・国対策本部が避難措置の指示の検討を開始 ・県対策本部が避難の指示の検討を開始
00:00		・県と市が避難施設及び避難路の協議を開始 ・市職員を現場へ派遣
00:00	・八重山警察署が大規模商業施設内に停車中の車両から時限式の爆発物を発見	
00:00	・大規模商業施設付近の道路を通行停止	・市が緊急処理事態対策本部会議を開催（状況より午前中の事案と同様の爆発物である可能性が高く、付近住民の避難について検討）
00:00	・国から県に対し避難措置の指示	
00:00	・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領（案）を作成し、関係機関と調整
00:00		・避難実施要領の策定完了 ・同報系無線及び広報車による住民避難実施要領の内容の伝達を実施 ・誘導班の派遣 ・住民の避難開始
00:00		・残留者への呼びかけを開始
	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領				
				石垣市長
				月 日 時 分現在
☐ 屋内避難 ☒ 島内避難 ☐ 島外避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：真栄里地区の大規模商業施設の概ね半径300m圏内の地域				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	2000年0月0日 (0) 00:00			
発生場所	真栄里地区内の大規模商業施設			
実行の主体	不明			
事案の概要と被害状況	大規模商業施設爆破計画が判明。 計画によると00時に爆破することとなっている。			
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが想定されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要。			
気象の状況	天候：晴れ 気温：29℃ 風向：北東 風速：4m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	真栄里地区内の大規模商業施設（商業施設より半径300m圏内）			
避難先と避難誘導の方針	字真栄里、字平得の住民を徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	0月0日 (0) 00:00			
避難完了予定日時	0月0日 (0) 00:00			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察・消防：警戒区域に基づき交通規制を実施。 消防：現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を消防警戒区域と設定。			
連絡調整先	県対策本部・現地調整所（八重山事務所）：市職員2名を派遣 その他関係機関：石垣市消防本部・八重山警察署・県土木事務所			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	判明した爆破計画中には、大量殺傷物資等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。			
地域の特性	大型スーパー等が複数あり本市のなかで流動人口が多い地域のひとつである。			
時期による特性(夏場参考記載例)	避難実施時は夏休み期間中のため、商業施設内に児童が多数来客している可能性があり優先的に避難誘導する。また警戒区域内には、老人介護施設があり避難の支援が必要となる。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字真栄里	字平得		合計
避難者数（計）	6055(人)	2933(人)		8988(人)
うち要援護者	50(人)	30(人)		80(人)
うち外国人等の数	20(人)	15(人)		35(人)
5 住民の避難行動				
5-1 一時集合場所				
避難地域	字平得	字平得・真栄里	字平得・真栄里	字真栄里
避難施設名	平真小学校	石垣市中央運動公園	石垣市役所	真栄里公園
所在地	平得174	登野城1408-1	真栄里672	真栄里109-3
連絡先（電話等）	82-3263	88-5292	82-9911	83-3986
連絡担当者	学校長・教育委員会	石垣市建設部	石垣市総務部	石垣市建設部
その他の留意事項等	※避難所まで自力歩行が可能な方は、直接避難所へ避難する。			

5-2 避難施設					
避難施設名	平真小学校	総合体育館	八重山商工高校	大浜中学校	
所在地	平得174	平得439	真栄里180	大浜103	
収容可能人数（人）		960(人)	524(人)		
連絡先（電話等）	82-3263	88-5292	82-3892	82-3949	
連絡担当者	学校長・教育委員会	石垣市建設部	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	
その他の留意事項等					
6 避難手段					
輸送手段	航空機・バス・船舶・徒歩・その他（ 自家用車 ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	大型バス			
	台数	大型バス：〇〇台（避難者に応じて）			
	輸送可能人数	大型バス 1 台あたり約 5 0 人を想定			
	連絡先	協定締結バス会社（0 0 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0）			
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による輸送を行う。			
	その他（入院患者等）	要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う。			
7 避難経路					
避難に使用する経路		主要避難経路：国道390号、県道214号、主要市道			
交通規制	実施者の確認	八重山警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）			
	規制場所	避難対象者を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難路のうち、商業施設から避難所までの区間の交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	八重山警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難誘導方法					
地区		字平得	字平得・真栄里	字平得・真栄里	字真栄里
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各自	各自	各自	各自
	避難先	平真小学校	石垣市中央運動公園	石垣市役所	真栄里公園
	集合時間	0:00	0:00	0:00	0:00
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路	市道・県道・国道	市道・県道・国道	市道・県道・国道	市道・県道・国道
	その他（避難所責任者等）	学校長・教育委員会	石垣市建設部	石垣市総務部	石垣市建設部
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字平得	字平得・真栄里	字真栄里	字真栄里
	避難先	平真小学校	総合体育館	八重山商工高校	大浜中学校
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路	市道・県道・国道	市道・県道・国道	市道・県道・国道	市道・県道・国道
	その他（避難所責任者等）	学校長・教育委員会	石垣市建設部	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	各自主防災会単位にて避難する			
	支援方法	地域の自主防災会及び自治会が対応する			
	搬送手段	福祉部車両や救急車にて搬送、高齢者施設等には、バスを手配する			
	避難経路	各市道～産業道路（結い心センター） 各市道～運動公園西通りor平真小学校西通りor総合体育館西通り～シードー線（健康福祉センター）			
	避難先	福祉避難所結い心センター・石垣市健康福祉センター			
	避難開始時間	状況に応じて適時判断する			

8-2 職員の配置方法	
配置場所・人数	一時避難場所（4ヶ所）4ヶ所×2名＝8名 避難施設（4ヶ所）4ヶ所×5名＝20名 主要な交差点（〇ヶ所）〇ヶ所×2名＝〇名 合計〇〇名
8-3 残留者の確認方法	
確認担当者	市職員・消防職員・警察職員（約〇名：誘導にあたらぬ職員を割当て）
開始時期	〇〇月〇〇日（〇）〇〇：〇〇
場所	平得・真栄里
方法	防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車両による呼びかけ及び戸別訪問
8-4 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車等	
9 避難時の留意事項	
【基本事項】 ・避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携帯するものとする。 【事態の特性】 ・特になし（大量殺傷物資等が用いられている可能性が低いため） 【時期の特性】 ・夏季時期のため直射日光や高温による熱中症等には十分に気をつけて、こまめに水分補給をする。	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
【心得・安全確保・服装等】 ・職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 ・腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にするとともに、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容（重要項目のみ）を伝達する。 ・市ホームページ、登録制メール、SNS等へ掲載する。 ・市の保有車両、消防車両等による広報を行う。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による☑
職員間の連絡方法	職員専用メール、SNS等（職員LINE）、専用携帯電話、トランシーバーにて実施する
12 緊急時の連絡先	
石垣市国民保護・緊急対処事態対策本部	TEL:0980-82-9911（代表） FAX:0980-83-1427

■島内避難パターン２：【石垣港周辺へのミサイルによる攻撃】

《石垣港周辺へのミサイル攻撃の可能性有、周辺住民を島内の避難施設に避難する事案》

石垣港周辺へのミサイルによる攻撃の可能性があることが明らかになり、港湾施設や離島ターミナル施設利用者や周辺住民及び観光客等を避難施設まで避難させる事案を想定するものとする。

表：事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
0月00日 0:00～	・国より石垣港へのミサイル攻撃を受ける可能性があるとの通知有	・ミサイル攻撃にて多数の死傷者が発生する恐れ有 ・(00:00) 本事案について、国が緊急対処事態に認定
00:00	・国の情報収集により、00時頃に石垣港地区へのミサイル攻撃を某国が準備している事が判明	・国対策本部が避難措置の指示の検討を開始 ・県対策本部が避難の指示の検討を開始
00:00		・県と市が避難施設及び避難路の協議を開始 ・市職員を現場へ派遣
00:00	・八重山警察署が石垣港周辺地域への警戒開始	
00:00	・石垣港付近の道路を通行停止	・市が緊急対処事態対策本部会議を開催（状況より、付近住民の避難について検討）
00:00	・国から県に対し避難措置の指示	
00:00	・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領（案）を作成し、関係機関と調整
00:00		・避難実施要領の策定完了 ・同報系無線及び広報車による住民避難実施要領の内容の伝達を実施 ・誘導班の派遣 ・住民の避難開始
00:00		・残留者への呼びかけを開始
	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領				
				石 垣 市 長
				月 日 時 分現在
☒ 屋内避難 ☒ 島内避難 ☐ 島外避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：石垣港周辺の地域、ミサイル着弾もしくは航空機攻撃の可能性あり				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	2000年0月0日（0）00：00			
発生場所	市街地（石垣港周辺地域）へミサイル着弾もしくは航空機攻撃の可能性有			
実行の主体	某国（詳細は不明）			
事案の概要と被害状況	某国による弾道ミサイルが発射され、市街地（石垣港周辺地域）において、2時間程度で着弾、その後航空機にて石垣港へ空襲の可能性がある。			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、対象地域からの避難を防災無線等で呼びかける。（Jアラート連動有）			
気象の状況	天候：晴れ 気温：25℃ 風向：南 風速：4 m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	市街地南部（石垣港周辺地域）美崎町・浜崎町・新栄町・八島町			
避難先と避難誘導の方針	屋内避難とし避難先については、国・県よりの情報により決定する。（住民以外の滞在者、観光客等へも防災行政無線・FMラジオ・広報車等にて避難を誘導する。）			
避難開始日時	00月00日（火）00：00			
避難完了予定日時	00月00日（火）00：00			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線・防災ラジオ・広報車等による港近隣の市民へ避難の呼びかけを行う。			
連絡調整先	県対策本部・現地調整所（八重山事務所）：市職員2名を派遣 その他関係機関：石垣市消防本部・八重山警察署・第11管区石垣海上保安本部			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	弾頭には大量殺傷物資等を用いる計画が含まれているか不明なことから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	繁華街を伴うため、多くのホテルや飲食店・お土産店が建ち並び、市民及び観光客等が賑わう地域である。			
時期による特性	特に夏場は離島ターミナル等は多くの観光客にて賑わう地域である。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	美崎町	新栄町	浜崎町	合計
避難者数（計）	410(人)	2411(人)	1067(人)	3888(人)
うち要援護者	8(人)	10(人)	4(人)	22(人)
うち外国人等の数	7(人)	47(人)	24(人)	78(人)
5 住民の避難行動				
5-1 一時集合場所				
避難地域	美崎町	新栄町	浜崎町	八島町
避難施設名	新栄公園	新栄公園	新栄公園	真栄里公園
所在地	新栄町3-1	新栄町3-1	新栄町3-1	真栄里109-3
連絡先（電話等）	新栄公園防災無線電話	新栄公園防災無線電話	新栄公園防災無線電話	
連絡担当者	石垣市建設部	石垣市建設部	石垣市建設部	石垣市建設部
その他の留意事項等				
5-2 避難施設				
避難施設名	石垣小学校	石垣中学校	八重山高校	八重山商工高校
所在地	石垣204	新川307	登野城275	真栄里180
収容可能人数（人）	2849(人)	8448(人)	310(人)	524(人)
連絡先（電話等）	82-2107	82-3070	82-3972	82-3892
連絡担当者	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会
その他の留意事項等				

6 避難手段					
輸送手段		航空機・バス・船舶・徒歩・その他（ ）			
輸送手段の詳細		種類（車種等）	避難は原則徒歩とするが、高齢者等を考慮し一時避難所へバスを手配する。		
		台数			
		輸送可能人数			
		連絡先			
その他輸送手段		要援護者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設までの市の保有車両による輸送を行う		
		その他（入院患者等）	要避難地域内の病院及び避難先地域の病院と調整し、救急車による搬送を行う		
7 避難経路					
避難に使用する経路		桃林寺西通り～市道4号線～県道208号線			
交通規制	実施者の確認	八重山警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）			
	規制場所	避難対象者を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難路において交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	八重山警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難誘導方法					
地区		美崎町	新栄町	浜崎町	八島町
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	各自	各自	各自	各自
	避難先	新栄公園	新栄公園	新栄公園	真栄里公園
	集合時間	0:00	0:00	0:00	0:00
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難経路	市道・県道	市道・県道	市道・県道	市道・県道・国道
	その他（避難所責任者等）				
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	避難先	石垣小学校	石垣中学校	八重山高等学校	八重山農林高等学校
	輸送手段	原則、徒歩にて避難施設へ移動するが、高齢者や障がい者にはバスを手配する。			
	避難経路	市道・県道	市道・県道	市道・県道	市道・県道
	その他（避難所責任者等）	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	各自主防災会単位にて避難する			
	支援方法	地域の自主防災会及び自治会が対応する。			
	搬送手段	福祉部車両や救急車にて搬送、高齢者施設等には、バスを手配する。			
	避難経路	桃林寺西通り～産業道路・桟橋通り～市道			
	避難先	福祉避難所結い心センター・石垣市健康福祉センター			
	避難開始時間	状況に応じて適時判断する。			
8-2 職員の配置方法					
配置場所・人数		連絡要員 一次避難所2名・収容避難所各避難所5名 （市職員派遣）			
8-3 残留者の確認方法					
確認担当者		市職員・消防職員・警察職員（約〇名：誘導にあたらぬ職員を割当て）			
開始時期		〇〇月〇〇日（〇）〇〇：〇〇			
場所		美崎町・浜崎町・新栄町			
方法		防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車両による呼びかけ及び戸別訪問			
8-4 追加情報の伝達方法					
防災行政無線、防災ラジオ・登録制メール、SNS、広報車等					

9 避難時の留意事項	
【基本事項】科学物質が用いられている可能性も含めて対応を検討するとともに、関係機関からの情報収集が必要。	
【時期の特性】	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
【心得・安全確保・服装等】 ・職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線・緊急告知防災ラジオ等を用いて対象地域に避難実施要領の内容（重要項目のみ）を伝達する。 ・市ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等へ掲載する。 ・市の保有車両、消防車両等による広報を行う。
避難実施要領の伝達先	・関係機関連絡先一覧による
職員間の連絡方法	・職員専用メール、ＳＮＳ等（職員LINE）、専用携帯電話、トランシーバーにて実施する。
12 緊急時の連絡先	
石垣市国民保護・緊急対処事態対策本部	TEL:0980-82-9911（代表） FAX:0980-83-1427

■島内避難パターン３：【上陸侵攻による攻撃】

《某国による着上陸侵攻の可能性有、周辺地域住民が島内の避難施設に避難する事案》

平久保地区へ某国による着上陸侵攻攻撃の可能性があることが明らかになり、周辺住民及び観光客等を島内の避難施設まで避難させる事案を想定するものとする。

表：事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
0月00日 0:00～	・国より平久保地区へ某国による着上陸侵攻攻撃を受ける可能性があるとの通知有	・着上陸侵攻攻撃にて多数の死傷者が発生する恐れ有 ・(00:00) 本事案について、国が緊急対処事態に認定
00:00	・国の情報収集により、00時頃に着上陸侵攻攻撃を某国が準備している事が判明	・国対策本部が避難措置の指示の検討を開始 ・県対策本部が避難の指示の検討を開始
00:00		・県と市が避難施設及び避難路の協議を開始 ・市職員を現場へ派遣
00:00	・八重山警察署が平久保地域への警戒開始	
00:00	・平久保地区への道路を通行停止	・市が緊急対処事態対策本部会議を開催（状況より、付近住民の避難について検討）
00:00	・国から県に対し避難措置の指示	
00:00	・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領（案）を作成し、関係機関と調整
00:00		・避難実施要領の策定完了 ・同報系無線及び広報車による住民避難実施要領の内容の伝達を実施 ・誘導班の派遣 ・住民の避難開始
00:00		・残留者への呼びかけを開始
	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領				
				石 垣 市 長
				月 日 時 分現在
☐ 屋内避難 ☒ 島内避難 ☐ 島外避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：市北部全域				
※特に急を要する地域：平久保半島（平久保地区・伊原間地区）				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	2 0 〇 〇 年 〇 月 〇 日 (〇) 〇 〇 : 〇 〇			
発生場所	平久保半島全域			
実行の主体	某国の武装工作部隊			
事象の概要と被害状況	某国の武装工作部隊が石垣島の北部海岸（伊原間漁港他）複数地点から浸入し、侵攻する可能性がある。			
今後の予測・影響と措置	周辺海域では武装不審船の攻撃等が発生しており、被害は市全域及び周辺市町村への影響も大きいものと考えられる。また、避難期間も長期間になる可能性もあることから考慮する必要がある。			
気象の状況	天候：くもり 気温：2 7℃ 風向：南 風速：9 m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	市北部全域			
避難先と避難誘導の方針	平久保半島の住民及び観光客等をバス等の運搬車両で避難施設の総合体育館へ避難させる。（必要に応じて島外への避難も検討）			
避難開始日時	〇〇月〇〇日（ ）00：00			
避難完了予定日時	〇〇月〇〇日（ ）00：00			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：侵攻された地域周辺の警戒活動 消防：住民への広報活動、避難誘導活動			
連絡調整先	県対策本部・現地調整所（八重山事務所）：市職員2名を派遣 その他関係機関：石垣市消防本部・八重山警察署・県土木事務所			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	武装工作部隊は、大量殺傷物資等を含んだ攻撃も行う可能性があることや、攻撃による火災などの二次災害も懸念される。			
地域の特性	平久保半島への出入り口は1ヶ所のみ（伊原間集落より出入り）			
時期による特性(参考記載例)	避難実施日は平日であるため、学校の登校日と重なるため、学校からの避難を効率よく行う必要がある。また、天候については、梅雨時期前であるため急な天候の変化に注意が必要。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	伊原間・明石	平久保4地区	桃里3地区	合計
避難者数（計）	277(人)	123(人)	316(人)	716
うち要援護者	0(人)	10(人)	10(人)	20
うち外国人等の数	4(人)	3(人)	4(人)	11
5 住民の避難行動				
5-1 一時集合場所				
避難地域	伊原間地区	平久保4地区	桃里3地区	明石地区
避難施設名	伊原間中学校	平久保小学校	伊野田小学校	明石公民館
所在地	伊原間28	平久保77	桃里168-56	伊原間431
連絡先（電話等）	89-2141	89-2143	86-7850	89-2207
連絡担当者	学校長・教育委員会	平久保公民館長	学校長・教育委員会	明石公民館長
その他の留意事項等				

5-2 避難施設					
避難施設名		総合体育館	八重山高校	八重山農林高校	八重山商工高校
所在地		平得439	登野城275	大川477-1	真栄里180
収容可能人数（人）		960(人)	364(人)	310(人)	524(人)
連絡先（電話等）		88-5292	82-3972	82-3955	82-3892
連絡担当者		石垣市建設部	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会
その他の留意事項等		できるだけ地域ごとに避難住民を収容するよう振り分ける			
6 避難手段					
輸送手段		航空機・バス・船舶・徒歩・その他（ 自家用車 ）			
輸送手段の詳細		種類（車種等）	大型バス・自家用車		
		台数	大型バス：15台（避難者に応じて増減する）		
		輸送可能人数	大型バス1台あたり約50人を想定		
		連絡先	協定締結バス会社（0000-00-0000）		
その他輸送手段		要援護者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、収容避難所まで市の保有車両（消防関係車両も含む）による輸送を行う。		
		その他（入院患者等）	避難地域内の病院と調整し、救急車による搬送を行う。		
7 避難経路					
避難に使用する経路		主要避難経路：県道206号、国道390号、県道209号、県道211号、県道87号			
交通規制	実施者の確認	八重山警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）			
	規制場所	避難対象者を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難路において交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	八重山警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難誘導方法					
地区		伊原間地区	平久保地区	桃里地区	明石地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	伊原間	平野・平久保・久宇良	伊野田1班～5班	明石
	避難先	伊原間中学校	平久保小学校	伊野田小学校	明石公民館
	集合時間	0:00	0:00	0:00	0:00
	輸送手段	徒歩・自家用車	徒歩・自家用車	徒歩・自家用車	徒歩
	避難経路	県道206号線	県道206号線	国道390号線	市道・農道
	その他（避難所責任者等）	学校長・教育委員会	教育委員会	学校長・教育委員会	公民館長・自主防災会長
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	伊原間	平野・平久保・久宇良	伊野田1班～5班	明石
	輸送手段	バス・自家用車	バス・自家用車	バス・自家用車	バス・自家用車
	避難経路	国道390号線～県道211号線～市道			予備避難所
	避難先	総合体育館	八重山高校	八重山農林高校	八重山商工高校
	その他（避難所責任者等）	石垣市建設部	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	伊原間・明石・平久保・桃里に在する公民館単位とする			
	支援方法	要支援者の区分に応じた対応を実施。 避難を万全に行うために、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。			
	輸送手段	市の保有車両（救急車も含む）			
	避難経路	国道390線、市道「ド」線			
	避難先	石垣市健康福祉センター（自然災害時の福祉避難所）			
	避難開始時間	〇〇月〇〇日（ ）00:00			

8-2 職員の配置方法	
配置場所・人数	一時避難場所（4ヶ所）4ヶ所×2名＝8名 避難施設（4ヶ所）4ヶ所×5名＝20名 主要な交差点（〇ヶ所）〇ヶ所×2名＝〇名　合計〇〇名
8-3 残留者の確認方法	
確認担当者	市職員・消防職員・警察職員（約〇名：誘導にあたらぬ職員を割当て）
開始時期	〇〇月〇〇日（ ）00：00
場所	伊野田・伊原間以北に在する集落
方法	防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車両による呼びかけ及び戸別訪問
8-4 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、登録制メール、防災ラジオ、SNS、広報車等	
9 避難時の留意事項	
【基本事項】 ・避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。 【事態の特性】 ・武装工作部隊が潜伏している可能性があるため、複数人で避難し、周りに注意を払う必要がある。 ・被害の影響が市全域に及ぶことが想定される場合は、圏域外（島外）避難をはじめ、関係機関や、受入自治体との調整や住民、観光客等の避難に時間を要することが考えられる。 【時期の特性】 ・梅雨前であるため急な天候の変化に注意が必要。必要に応じて雨具や着替え等の準備する。	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
【心得・安全確保・服装等】 ・職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 ・腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にするとともに、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容（重要項目のみ）を伝達する。 ・市ホームページ、登録制メール、SNS等へ掲載する。 ・市の保有車両、消防車両等による広報を行う。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧による☑
職員間の連絡方法	職員防災メール・石垣市ライン・防災行政無線電話
12 緊急時の連絡先	
石垣市国民保護・緊急対処事態対策本部	TEL:0980-82-9911（代表） FAX:0980-83-1427

■島内避難パターン４【石垣空港・石垣港への攻撃】

《石垣空港・石垣港へのミサイル及び航空機での攻撃の可能性有、周辺住民が島内の避難施設に避難する事案》

石垣空港及び石垣港へのミサイルや航空機による攻撃の可能性があることが明らかになり、石垣空港及び港湾施設や離島ターミナル施設利用者や周辺住民及び観光客等を避難施設まで避難させる事案を想定するものとする。

表：事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
0月00日 0:00～	・国より石垣空港及び石垣港へのミサイル・航空機による攻撃を受ける可能性があるとの通知有	・攻撃にて多数の死傷者が発生する恐れがある ・(00:00) 本事案について、国が緊急対処事態に認定
00:00	・国の情報収集により、00時頃に石垣空港及び石垣港地区へのミサイル・航空機による攻撃を某国が準備している事が判明	・国対策本部が避難措置の指示の検討を開始 ・県対策本部が避難の指示の検討を開始
00:00		・県と市が避難施設及び避難路の協議を開始 ・市職員を現場へ派遣
00:00	・八重山警察署が石垣空港及び石垣港周辺地域への警戒開始	
00:00	・石垣空港及び石垣港付近の道路を通行停止	・市が緊急対処事態対策本部会議を開催（状況より、付近住民の避難について検討）
00:00	・国から県に対し避難措置の指示	
00:00	・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領（案）を作成し、関係機関と調整
00:00		・避難実施要領の策定完了 ・同報系無線及び広報車による住民避難実施要領の内容の伝達を実施 ・誘導班の派遣 ・住民の避難開始
00:00		・残留者への呼びかけを開始
	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領					
					石垣市長
					月 日 時 分現在
□屋内避難 □島内避難 □島外避難					
1 都道府県からの避難の指示の内容					
避難地域：石垣港及び新石垣空港周辺の地域、ミサイル着弾もしくは航空機攻撃の可能性あり					
2 事態の状況、関係機関の措置					
2-1 事態の状況					
発生時期	2000年0月0日(○)00:00				
発生場所	新石垣空港へミサイル着弾もしくは航空機攻撃の可能性有				
実行の主体	某国(詳細は不明)				
事案の概要と被害状況	某国による弾道ミサイルが発射され、市街地(石垣港周辺地域)において、1時間程度で着弾、その後航空機にて石垣空港へ空襲の可能性がある。				
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、対象地域からの避難を防災無線等で呼びかける。				
気象の状況	天候：晴れ 気温：25℃ 風向：南 風速：4m/s				
2-2 避難住民の誘導の概要					
要避難地域	(石垣港周辺地域)美崎町・浜崎町・新栄町(石垣空港周辺地域)白保・大里				
避難先と避難誘導の方針	島内避難とし避難先については、国・県よりの情報により決定する。(住民以外の滞在者、観光客等へも防災行政無線・FMラジオ・広報車等にて避難を誘導する。)				
避難開始日時	00月00日(火)00:00				
避難完了予定日時	00月00日(火)00:00				
2-3 関係機関の措置等					
措置の概要	防災行政無線・防災ラジオ・広報車等による港近隣の市民へ避難の呼びかけを行う。				
連絡調整先	県対策本部・現地調整所(八重山事務所)：市職員2名を派遣 その他関係機関：石垣市消防本部・八重山警察署・第11管区石垣海上保安本部				
3 事態等の特性で留意すべき事項					
事態の特性 (除染の必要性等)	弾頭には大量殺傷物資等を用いる計画が含まれているか不明なことから、情報収集を行う必要がある。				
地域の特性					
時期による特性	常に多くの観光客が滞留するが、特に夏場は空港ターミナル等は多くの観光客にて賑わう。				
4 避難者数(単位：人)					
地区名	美崎町・浜崎町・新栄町	白保	大里	川原	合計
避難者数(計)	3888(人)	1000(人)	670(人)	0(人)	5558(人)
うち要援護者	22(人)	10(人)	5(人)	0(人)	37(人)
うち外国人等の数	30(人)	10(人)	0(人)	0(人)	40(人)
5 住民の避難行動					
5-1 一時集合場所					
避難地域	白保	大里	川原	美崎町・浜崎町・新栄町	
避難施設名	白保中学校	大里公民館	川原小学校	石垣小学校・中学校	
所在地	白保268-35	桃里165-189	大浜2064	石垣・新川	
連絡先(電話等)	86-7841		82-4108		
連絡担当者	公民館長・自主防災会長	公民館長・自主防災会長	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	
その他の留意事項等					
5-2 避難施設					
避難施設名	総合体育館	八重山高校	八重山農林高校	八重山商工高校	
所在地	平得439	登野城275	大川477-1	真栄里180	
収容可能人数(人)	960(人)	364(人)	310(人)	524(人)	
連絡先(電話等)	88-5292	82-3972	82-3955	82-3892	
連絡担当者	石垣市建設部	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	
その他の留意事項等	できるだけ地域ごとに避難住民を収容するよう振り分ける				
6 避難手段					
輸送手段	航空機(バス)船舶・徒歩・その他(自家用車)				
輸送手段の詳細	種類(車種等)	避難は原則自家用車とするが、高齢者等を考慮し一時避難所へバスを手配する。			
	台数	協定済みの輸送業者へ派遣可能な台数を確認し必要台数を振り分ける			
	輸送可能人数				
	連絡先				
その他輸送手段	要援護者	福祉部車両2救急車・バス			
	その他(入院患者等)	避難対象地域に入院施設を持つ医療機関は無し			

7 避難経路					
避難に使用する経路		国道～県道～市道			
交通規制	実施者の確認	八重山警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（八重山警察署・消防・消防団との協議にて確認）			
	規制場所	避難対象者を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難路において交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	八重山警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難誘導方法					
地区		白保	大里	川原	美崎町・浜崎町・新栄町
一時集合場所 への避難方法	誘導の実施単位	各自	各自	各自	各自
	避難先	白保中学校	大里国道入口	川原小学校	石垣小学校・中学校
	集合時間	0:00	0:00	0:00	0:00
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩・自家用
	避難経路	市道・国道	市道・国道	市道・県道	市道・県道
	その他 （避難所責任者等）	学校長・教育委員会	公民館長・自主防災会長	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会
避難施設への 避難方法	誘導の実施単位	各自			
	避難先	石垣市総合体育館	石垣市健康福祉センター	結い心センター	
	輸送手段	原則、バスにて避難施設へ移動するが、高齢者や障がい者には専用車両を手配する。			
	避難経路	国道・市道・県道	国道・市道・県道	国道・市道・県道	
	その他 （避難所責任者等）	石垣市建設部	石垣市市民保健部	石垣市福祉部	
要援護者等の 避難方法	誘導の実施単位	各自主防災会・公民館単位にて避難する			
	支援方法	地域の自主防災会及び自治会が対応する。			
	搬送手段	福祉部車両や救急車にて搬送、高齢者施設等には、バスを手配する。			
	避難経路	桃林寺西通り～産業道路・桟橋通り～市道			
	避難先	福祉避難所結い心センター・石垣市健康福祉センター			
	避難開始時間	状況に応じて適時判断する。			
8-2 職員の配置方法					
配置場所・人数		連絡要員 一次避難所 2 名・収容避難所各避難所 5 名 （市職員派遣）			
8-3 残留者の確認方法					
確認担当者		市職員・消防職員・警察職員（約〇名：誘導にあたらぬ職員を割当て）			
開始時期		〇〇月〇〇日（〇）〇〇：〇〇			
場所		白保・大里			
方法		防災行政無線、登録制メール、ＳＮＳ、広報車両による呼びかけ及び戸別訪問			
8-4 追加情報の伝達方法					
防災行政無線、防災ラジオ・登録制メール、ＳＮＳ、広報車等					
9 避難時の留意事項					
【基本事項】科学物質が用いられている可能性も含めて対応を検討するとともに、関係機関からの情報収集が必要。					
【時期の特性】					
10 誘導に際しての留意事項（職員）					
【心得・安全確保・服装等】 ・職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。					
11 情報伝達					
避難実施要領の住民への伝達方法		・防災行政無線・緊急告知防災ラジオ等を用いて対象地域に避難実施要領の内容（重要項目のみ）を伝達する。 ・市ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等へ掲載する。 ・市の保有車両、消防車両等による広報を行う。			
避難実施要領の伝達先		・関係機関連絡先一覧による			
職員間の連絡方法		・職員専用メール、ＳＮＳ等（職員ライン）、専用携帯電話、トランシーバーにて実施する。			
12 緊急時の連絡先					
石垣市国民保護・緊急対処事態対策本部			TEL:0980-82-9911（代表） FAX:0980-83-1427		

■島外避難パターン１：【着上陸侵攻】

《某国の武装工作員による北部地域への着上陸侵攻》

某国の武装工作員による石垣島北部地域の海岸より侵入し、全島が制圧されるおそれがあるため、北部周辺地の住民及び観光客等を一時避難所へ避難させ、場合によっては全市民を順次、島外へ避難させる事案を想定するものとする。

表：事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
0 月 00 日 0:00～	・武装工作部隊が石垣島の北部海岸（伊原間漁港他）複数地点から浸入し、侵攻を行っていることを確認	・国及び県を通じ、周辺海域で武装不審船の攻撃や紛争が発生していることを確認
0:00	・国が武力攻撃事態に認定	・緊急連絡室を設置し、今後の必要な措置について検討を行う
0:00	・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始	
0:00		・市が緊急対処事態対策本部会議を開催（付近住民の避難について、市全域への影響の可能性、自衛隊の派遣要請などの想定について検討）
0:00	・国から県に対し避難措置の指示 ・県から市に対し避難の指示	・避難実施要領（案）を作成し、関係機関と調整
0:00～		・避難実施要領の策定完了（避難施設の指定、避難路の指定、誘導班の派遣等）。直ちに防災行政無線及び広報車で避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の派遣開始
00:00		・残留者への呼びかけを開始
	・住民等の避難完了	

避難実施要領				
				石垣市長
				月 日 時 分現在
☐ 屋内避難 ☐ 島内避難 ☒ 島外避難				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：石垣市全域				
※特に急を要する地域：平久保半島（平久保地区・伊原間地区）				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	2000年0月0日（0）00：00			
発生場所	平久保半島全域			
実行の主体	某国の武装工作部隊			
事案の概要と被害状況	某国の武装工作部隊が石垣島の北部海岸（伊原間漁港他）複数地点から浸入し、侵攻する可能性がある。			
今後の予測・影響と措置	周辺海域では武装不審船の攻撃等が発生しており、被害は市全域への影響も大きいものと予測されているため早急に県外へ避難する必要がある。			
気象の状況	天候：くもり 気温：27℃ 風向：南 風速：9m/s			
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	石垣市全域			
避難先と避難誘導の方針	平久保半島の住民及び観光客等をバス等の運搬車両で避難施設の総合体育館へ避難させる。（準備が整い次第、島外へ避難させる）			
避難開始日時	00月00日（ ）00：00			
避難完了予定日時	00月00日（ ）00：00			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：侵攻された地域周辺の警戒活動、交通規制を実施 消防：住民への広報活動、避難誘導活動、死傷者の救護、搬送 自衛隊：北部および空港・石垣港周辺の警戒			
連絡調整先	県対策本部・現地調整所（八重山事務所）：市職員2名を派遣 その他関係機関：石垣市消防本部・八重山警察署・県土木事務所			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	武装工作部隊が潜伏しているおそれもあることから、急を要する避難地域内の避難誘導に当たっては、警察・自衛隊と連携し、安全を確保しながら避難誘導を行うこと。			
地域の特性	平久保半島への出入り口は1ヶ所のみ（伊原間集落内より出入り）			
時期による特性 （参考記載例）	避難実施日は、学校の登校日と重なるため、学校からの避難を効率よく行う必要がある。また、天候については、梅雨時期前であるため急な天候の変化に注意が必要。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	石垣市全域	観光客等	竹富町全域	合計
避難者数（計）	49000(人)	12000(人)	4300(人)	65300(人)
うち要援護者	250(人)	10(人)	100(人)	360(人)
うち外国人等の数	100(人)	4000(人)	30(人)	4130(人)

5 住民の避難行動				
5-1 一時集合場所				
避難地域	伊原間地区	平久保4 地区	桃里 3 地区	明石地区
避難施設名	伊原間中学校	平久保小学校	伊野田小学校	明石公民館
所在地	伊原間28	平久保77	桃里168-56	伊原間431
連絡先（電話等）	89-2141	89-2143	86-7850	89-2207
連絡担当者	学校長・教育委員会	平久保公民館長	学校長・教育委員会	明石公民館長
その他の留意事項等				
5-2 待機場所				
避難施設名	総合体育館	八重山高校	八重山農林高校	八重山商工高校
所在地	平得439	登野城275	大川477-1	真栄里180
収容可能人数（人）	960(人)	364(人)	310(人)	524(人)
連絡先（電話等）	88-5292	82-3972	82-3955	82-3892
連絡担当者	石垣市建設部	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会	学校長・教育委員会
その他の留意事項等	できるだけ地域ごとに避難住民を収容するよう振り分ける			
5-3 避難先施設				
避難施設名	〇〇県〇〇市の避難施設（県・国によって調整する）			
所在地	※避難先については、県・国にて調整し避難先を指示してくる。			
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	航空機・バス・船舶・徒歩・その他（ 自家用車 ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	大型バス：〇〇台（避難人口に応じて） 航空機：〇機 船舶：〇隻		
	台数	大型バス：〇〇台（避難者に応じて増減する）		
	輸送可能人数	大型バス 1 台あたり約 5 0 人を想定 航空機 1 機あたり約 1 5 0 人 船舶 1 隻あたり約 5 0 0 人から 2 0 0 0 人		
	連絡先	協定締結バス会社（0 0 0 0－0 0－0 0 0 0） 協定締結航空会社（0 0 0 0－1 1－1 1 1 1） 協定締結船舶会社（0 0 0 0－2 2－2 2 2 2）		
輸送力の配分の考え方		各一時集合場所に隣接してバスが駐車可能な台数は 3 台である、3台を1班として 4 班で運用する。1、 2 班は〇〇地区、 3 班～4 班〇〇地区を担当して避難を実施する。		
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両（消防関係車両も含む）による輸送を行う。		
	その他（入院患者等）	福祉部車両や救急車にて搬送、高齢者施設等にはバスを手配する。		
7 避難経路				
避難に使用する経路		主要避難経路：県道206号、国道390号、県道209号、県道211号、県道87号		
交通規制	実施者の確認	八重山警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）		
	規制場所	避難対象者を速やかに避難させる必要があるため、主要な避難路において交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	八重山警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議にて確認）		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。バスの前後には警察又は自衛隊の警備を依頼する。		

8 避難誘導方法					
8-1 避難誘導方法					
地区		伊原間地区	平久保地区	桃里地区	明石地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	伊原間	平野・平久保・久宇良	伊野田1班～5班	明石
	避難先	伊原間中学校	平久保小学校	伊野田小学校	明石公民館
	集合時間	0:00	0:00	0:00	0:00
	輸送手段	徒歩・自家用車	徒歩・自家用車	徒歩・自家用車	徒歩
	避難経路	県道206号線	県道206号線	国道390号線	市道・農道
	その他（避難所責任者等）	学校長・教育委員会	教育委員会	学校長・教育委員会	公民館長・自主防災会長
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	伊原間	平野・平久保・久宇良	伊野田1班～5班	明石
	輸送手段	バス・航空機・船舶			
	避難経路	国道390号線、主要県道、主要市道			
	避難先	〇〇県〇〇市の避難施設	〇〇県〇〇市の避難施設	〇〇県△△市の避難施設	〇〇県□□市の避難施設
	避難開始時間	4月24日（水）9：40			
	その他（避難所責任者等）				
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	各地区に在する公民館単位とする			
	支援方法	・要支援者の区分に応じた対応を実施。 ・避難を万全に行うために、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。			
	輸送手段	市の保有車両（救急車も含む）			
	避難経路	国道390線、県道211号線、主要市道			
	避難先	〇〇県〇〇市の福祉避難施設（県・国によって調整する）			
	避難開始時間	〇月〇〇日（ ）00：00			
8-2 職員の配置方法					
配置場所・人数		一時集合場所（〇ヶ所）〇ヶ所×2名＝〇名 空港前（1ヶ所）1ヶ所×5名＝5名 港湾前（1ヶ所）1ヶ所×5名＝5名 主要な交差点（2ヶ所）2ヶ所×2名＝4名 合計〇〇名			
8-3 残留者の確認方法					
確認担当者		市職員・消防職員・警察職員（約〇名：誘導にあたらぬ職員を割当て）			
開始時期		〇月〇〇日（ ）00：00			
場所		伊野田・伊原間以北に在する集落			
方法		防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車両による呼びかけ及び戸別訪問			
8-4 追加情報の伝達方法					
避難誘導員による連絡、防災行政無線、登録制メール、防災ラジオ、SNS、広報車等					
9 避難時の留意事項					
【基本事項】 ・避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。					
【事態の特性】 ・武装工作部隊が潜伏している可能性があるため、複数人で避難し、周りに注意を払う必要がある。 ・被害の影響が市全域に及ぶことが想定される場合は、圏域外（島外）避難をはじめ、関係機関や、受入自治体との調整や住民、観光客等の避難に時間を要することが考えられる。					
【時期の特性】 ・梅雨前であるため急な天候の変化に注意が必要。必要に応じて雨具や着替え等の準備する。					
【一時集合場所での対応】					

- 37 -

1 0 誘導に際しての留意事項（職員）									
【心得・安全確保・服装等】									
・職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。									
・腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にするとともに、その活動に理解を求めること。									
1 1 情報伝達									
避難実施要領の住民への伝達方法				・防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容（重要項目のみ）を伝達する。					
				・市ホームページ、登録制メール、SNS等へ掲載する。					
				・市保有広報車両、消防車両等による広報を行う。					
避難実施要領の伝達先				関係機関連絡先一覧による☑					
職員間の連絡方法				職員防災メール・石垣市ライン・防災行政無線電話					
1 2 緊急時の連絡先									
石垣市国民保護・緊急対処事態対策本部				TEL:0980-82-9911（代表）					
				FAX:0980-83-1427					
	※全市民避難参考資料								
避難に民間の航空便を使用した場合の避難に係る日数（1日の石垣空港の便数を45便として算定）									
1便150名×45便＝6,750人（1日輸送可能な人員）									
65,300人（石垣市民・竹富町民・観光客等）÷6,750人（1日輸送可能な人員）＝9.67日									
※民間航空機のみを使用しての避難は最短で10日以内で可能との試算となります。									
※民間航空機＋民間船舶（クルーズ船等）を使用しての避難では、さらに短縮可能となります。									
※民間航空機＋民間船舶が使用不可で自衛隊等のヘリ・航空機・船舶のみの避難では数ヶ月を要します。									
※全島民避難の最大の課題は、避難者の優先順位となります。高齢者・入院患者・観光客・子供等災害時弱者を優先とするが、その後、行き先別・地域別等に振り分ける必要がある。									
※避難を拒否する市民の対応を考慮しておく必要がある。									

第4章 避難実施要領作成における注意点

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、市中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導のあり方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することになる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、石垣海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がない場合においては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政機関の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導にあたっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、石垣海上保安

部、自衛隊等の関係機関の意見を聞くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

- 市国民保護対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に迅速に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現場調整所を設けて、活動調整にあたる必要がある。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておく必要がある。また、現地調整所の職員は、市国民保護対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- 国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供のあり方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導にあっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭におき、住民に対して必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明等を行うことにより、残留者の説得を行わなければならない。放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要である。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。

○ NBC 攻撃のように、NBC による汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供を心がけなければならない。

4 避難行動要支援者等への配慮

○ 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者等への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。

○ 具体的には、以下の避難行動要支援者への支援措置を講じていくことが適当と考えられる。

①防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「(仮称) 避難行動支援等委員会」の設置

②消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認

③社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施

④一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等

○ また、老人福祉施設等の施設管理者において車イスや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

5 安全かつ規律を保った避難誘導

○ 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせることが必要である。

- また、避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ①住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになることから、誘導にあたる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ②誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- ③誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ④近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的に余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず、近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たし得る。

- 例えば、市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- こうした取り組みを行う民間企業を PR することなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取り組みの促進

- 災害時では、「自助 7 割、共助 2 割、公助 1 割」とであると、一般的に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ発生現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し、被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動がとられるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

第5章 資料編

1 石垣市の国民保護指定避難所

国民保護避難施設一覧						
	所在地		管理者連絡先		屋内	屋外
	名称	町丁目名・番(番地)・号	電話	FAX	面積 (㎡)	面積 (㎡)
1	沖縄県立八重山商工高等学校	真栄里 1 8 0 番地	県教育委員会 098-866-2736	098-866-2684	14691	20154
2	沖縄県立八重山高等学校	字登野城 2 7 5 番地	県教育委員会 098-866-2736	098-866-2684	9643	5426
3	沖縄県営バナナ公園	石垣 9 6 1 番地 1 5	沖縄県緑化種苗協同組合 098-866-2035	098-867-7875		92000
4	沖縄県立八重山農林高等学校	字大川 4 7 7 番地 1	県教育委員会 098-866-2736	098-866-2684	1215	11189
5	沖縄県立石垣青少年の家	字新川 8 6 8 番地	NPO法人八重山星の会 098-866-2746	098-863-9547	2135	18749
6	沖縄県立八重山特別支援学校	字宮良 7 7 番地	県教育委員会 098-866-2736	098-866-2684	5378	4863
7	石垣市中央運動公園総合体育館	字平得 4 3 9 番地	石垣市施設管理課 0980-83-3986	0980-83-1427	3170	
8	石垣市中央運動公園	字登野城 1 4 0 9 番地	石垣市施設管理課 0980-83-3986	0980-83-1427	62731	838396
9	新川公園	字新川 2 3 9 5 番地 1	石垣市施設管理課 0980-83-3986	0980-83-1427		17500
10	新栄公園	新栄町 2 1	石垣市施設管理課 0980-83-3986	0980-83-1427		20000
11	真栄里公園	字真栄里 1 0 9 番地 3	石垣市施設管理課 0980-83-3986	0980-83-1427		
12	石垣市役所	字真栄里 6 7 2 番地	石垣市契約管財課 0980-83-1924	0980-83-1427	1758	16237.3

2 八重山地方の航空・海上・陸上交通の概要

○ 航空交通

① 空港施設概況

【資料：沖縄県 HP 離島関係資料（平成 31 年 1 月）】

区分 空港名	施設管理者	指定年月日	施設区分									備考
			着陸帯	着陸帯 等級	滑走路	誘導路	エプロン	照明施設	航行・着陸 援助施設	ターミナルビル 国内+国際	駐車場	
新石垣	沖縄県知事	平成20年 6月18日	2,120m × 300m	C級	2,000m × 45m	2,318m × 23~30m	75,145㎡	航空灯火 一式	ILS VOR/DME	13,129㎡	39,359㎡	新空港 供用開始 H25.3月
与那国		昭和48年 2月27日	2,120m × 150m	C級	2,000m × 45m	80m × 23m	10,200㎡	航空灯火 一式	VOR/DME LLZ TDME	1,398㎡	2,946㎡	滑走路長 2,000m 供用開始 H19.3月
波照間		昭和50年 3月14日	920m × 60m	H級	800m × 25m	30m × 9m	2,000㎡	PAPI RWYTIL	—	326㎡	1,100㎡	新ターミナル ビル完成 H27.11月

資料：県土木建築部 空港課
 ILS・・・計器着陸装置 ATIS・・・飛行場情報放送業務 VOR・・・超短波全方向性無線標識施設
 ASR・・・空港監視レーダー PAR・・・精密進入レーダー DME・・・距離測定装置 SSR・・・二次監視レーダー

② 離島路線別航空輸送実績

【資料：沖縄県 HP 離島関係資料（平成 31 年 1 月）】

航空路線	区間距離 (km)	機種	所要時間 (分)	運行便数	輸送実績							
					旅客（人）				貨物（kg）			
					平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
石垣～羽田	2,171	B 737 B 777 B 787 B 767	230	4/日	352,252	461,587	484,924	515,542	2,393,568	3,036,820	3,150,607	3,898,405
石垣～関西	1,650	B 737 B 777	135	3/日	246,814	257,046	269,441	277,579	355,304	458,896	549,664	579,939
石垣～大阪	1,709	A 735	110	2/日	—	—	—	3,852	—	—	—	481
石垣～中部	1,865	B 737 B 767	135	1/日	82,746	74,666	79,134	86,901	198,706	214,762	168,670	166,414
石垣～福岡	1,370	B 737	115	1/日	29,975	23,312	20,798	24,370	32,918	26,937	6,809	29,463
石垣～那覇	472	B 737 DHC8	70	18/日	1,114,682	1,175,360	1,191,928	1,186,431	14,490,163	14,477,949	14,105,676	13,415,157
石垣～宮古	183	DHC8	35	2/日	62,761	70,705	71,454	76,119	423,336	370,846	339,750	383,849
石垣～与那国	175	DHC8	35	3/日	64,852	72,105	75,220	75,103	441,917	475,636	597,457	633,197

注) 1. 区間距離、機種、所要時間、運航便数は平成 30 年 11 月末現在で表示。

2. 運航便数の単位は、往復を 1 とする。

3. 離島発本土行きは、沖縄を経由する便を含まないものとする。

4. 「—」箇所は、データ不詳又はデータ未集計

③ 主要航空機の性能比較

【資料：県土木建築部 空港課「沖縄県の空港（平成 28 年 3 月）」】

種 類	B737-400	B737-500	B737-700	DHC-8-100	DHC-8-300	DHC-6-400	A320-200	B737-800
全 長 (m)	36.4	31.0	33.6	22.3	25.7	15.8	37.6	39.5
全 幅 (m)	28.9	28.9	35.8	25.9	27.4	19.8	34.1	35.8
座席数 (席)	150	126	136	39	50	19	180	167
巡航速度 (km/h)	798	810	830	502	491	335	840	830
航続距離 (km)	3,320	2,780	4,900	1,879	1,547	1,480	6,100	3,900
最大離陸重量 (ton)	62.8	53.0	70.0	15.0	18.9	5.6	77.0	71

(沖縄県離島空港に就航する主な航空機)



B737-400



DHC-8-100



B737-500



DHC-8-300



B737-700



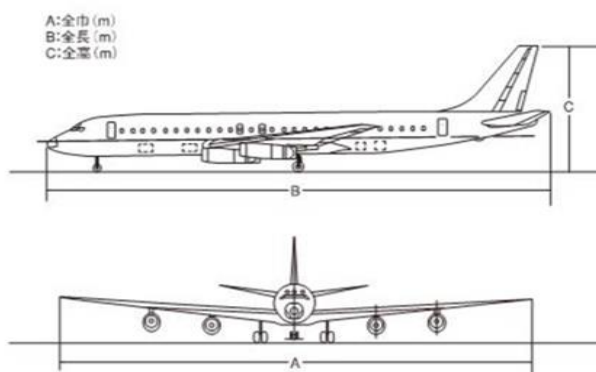
DHC-6-400



A320-200



B737-800

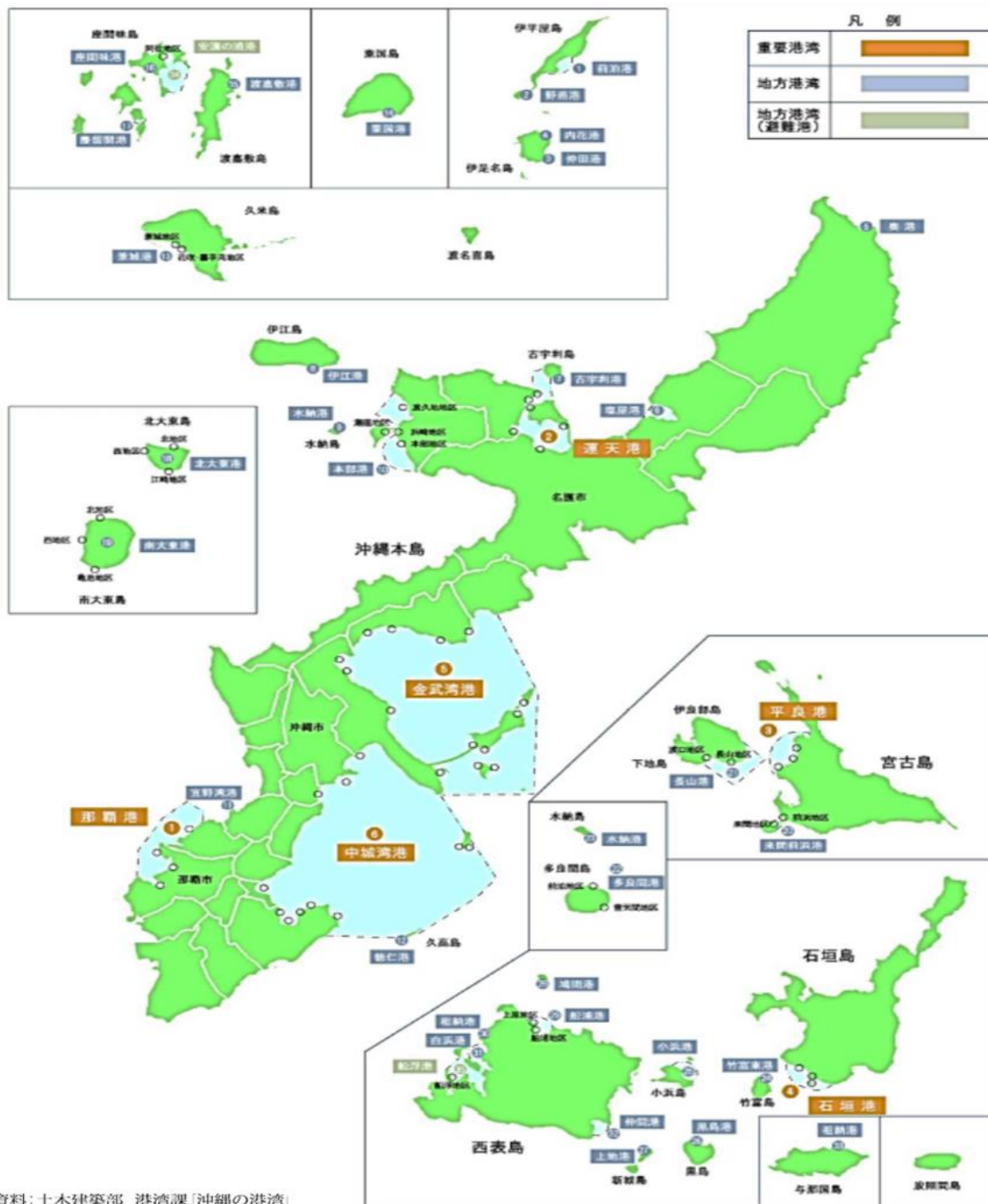


画像提供：ANA、JAL、JTA、RAC、第一航空、APJ、SNA

○ 海上交通

① 港湾位置図

【資料：沖縄県 HP 離島関係資料（平成 31 年 1 月）】



② 港湾の係留施設状況

【資料：沖縄県 HP 離島関係資料（平成 31 年 1 月）】

重要港湾

港名	地区名	施設名	数量	最大対象船舶（トン数）	
石垣	本港	岸 壁（-9.0m） 1バース	250m	15,000	G/T
		〃（-9.0m） 1バース	185m	10,000	〃
		〃（-7.5m） 2バース	260m	5,000	D/W
		〃（-7.5m） 1バース	125m	3,000	〃
		〃（-5.0m） 3バース	262m	2,000	〃
		物 揚 場（-4.0m）	357m	200	G/T
		〃（-3.0m）	120m	20	〃
		船 揚 場	100m		
	登野城	岸 壁（-4.5m） 1バース	95m	500	G/T
		物 揚 場（-4.0m）	343m	200	〃
		〃（-3.5m）	713m	150	〃
		〃（-2.5m）	150m	20	〃
		浮 棧 橋 船 揚 場	4基 30m	100	〃
	新港	岸 壁（-7.5m） 1バース（暫定）	130m	5,000	D/W
		〃（-5.0m） 2バース	140m	1,000	〃
		〃（-10.5m） 1バース（暫定）	296m	200,000	G/T
		物 揚 場（-4.0m）	300m		

G/T(総トン数)・・・船舶の甲板から下の部分の容積と甲板から上の客室、船員用室などの容積を加えた数値を100立方フィートを1トンとして表したトン数。

D/W(重量トン数)・・・貨物を満載状態の排水トン数から貨物を積んでいない時の排水トン数を引いた重量で、積載できる総重量を表す。

地方港湾

港名	地区名	施設名	数量	最大対象船舶（トン数）	
竹富東	竹富東	物 揚 場 (-3.0m)	320m	100	G/T
		〃 (-2.0m)	161m	30	〃
		浮 棧 橋	1基	100	G/T
		船 揚 場	50m		
小浜	小浜	物 揚 場 (-3.0m)	50m	100	G/T
		〃 (-2.0m)	40m	30	〃
		〃 (-2.0m)	50m		
		〃 (-3.0m)	90m		
		〃 (-3.0m)	160m		
		〃 (-3.0m)	70m		
		浮 棧 橋	1基	100	〃
黒島	黒島	船 揚 場	50m		
		物 揚 場 (-3.0m)	50m	100	G/T
		〃 (-2.0m)	30m	30	〃
		〃 (-2.5m)	45m	5	〃
上地	上地	船 揚 場	50m	30	G/T
		〃 (-2.5m)	20m	5	〃
		船 揚 場	30m		
鳩間	鳩間	物 揚 場 (-3.5m)	40m	200	G/T
		〃 (-3.0m)	70m	100	〃
		船 揚 場	60m		
		浮 棧 橋	1基	74	〃
船浦	船浦	物 揚 場 (-3.5m)	86m	200	G/T
		〃 (-2.0m)	60m	200	〃
		船 揚 場	40m		
	上原	物 揚 場 (-3.5m)	50m		
		〃 (-2.5m)	50m		
		〃 (-3.0m)	60m		
		〃 (-2.0m)	50m		
		〃 (-3.0m)	45m		
		船 揚 場 (-1.0m)	50m		
		〃 (-1.5m)	50m		
		浮 棧 橋	1基	74	〃

地方港湾（つづき）

港名	地区名	施設名	数量	最大対象船舶（トン数）	
白浜	白浜	岸 壁（-7.5m） 1バース	130m	5,000	D/T
		物 揚 場（-3.0m）	30m	100	G/T
		〃 （-2.0m）	50m		
		船 揚 場	30m		
		浮 棧 橋	1基	18	〃
仲間	仲間	岸 壁（-5.5m） 1バース	90m	2,000	D/W
		物 揚 場（-3.5m）	40m	200	G/T
		〃 （-3.0m）	50m	100	〃
		〃 （-3.0m）	20m	30	〃
		〃 （-3.0m）	85m	200	〃
		〃 （-3.0m）	20m	100	〃
		〃 （-2.0m）	70m	3	〃
		〃 （-2.0m）	30m	10	〃
		〃 （-2.0m）	70m	3	〃
		〃 （-2.0m）	50m	20	〃
		〃 （-2.0m）	63m		
		浮 棧 橋	3基	100	〃
		船 揚 場	40m		
		〃	150m	20	〃
祖納	祖納	岸 壁（-5.5m） 1バース	100m	2,000	D/W
		〃 （-4.5m） 1バース	125m	1,000	G/T
		物 揚 場（-2.0m）	75m	3	〃
		船 揚 場（-1.0m）	30m		
		〃	20m		

G/T(総トン数)・・・船舶の甲板から下の部分の容積と甲板から上の客室、船員用室などの容積を加えた数値を100立方フィートを1トンとして表したトン数。

D/W(重量トン数)・・・貨物を満載状態の排水トン数から貨物を積んでいない時の排水トン数を引いた重量で、積載できる総重量を表す。

離島航路の現況

【資料：沖縄県 HP 離島関係資料（平成 31 年 1 月）】

島名	事業者番号 事業者名	航路番号 航路名 (沖縄第 号)	免許 (許可) 年月日	航路 距離 (km)	片道 所要時間 (時分)	運航回数	使用船舶明細							特 記 事 項	住所 TEL・FAX			
							船名	船質	進水 年月	総トン数 (G/T)	機関		旅客 定員			乗組員 数	貨物 搭載 能力 (トン)	自動車 航送能力
											種類	馬力 (PS)						
竹富 小浜 黒島 西表 鳩間	26 八重山観光 フェリー(株) 代表取締役 大松宏昭	31 石垣～竹富		6.5	高 0：10 フ 0：30	10/日(4～9月) 9/日(10～3月) 2/週 月・木	あやばに	合	H30.7	122	D	1427×2	28.0	217	3	—	—	〒907-0012 石垣市美崎町1 TEL：0980-82-3961 FAX：0980-82-3559
		石垣～小浜		17.7	高 0：25 フ 1：15	6/日 4/週 火・木・土	にいぬふぶし	〃	H2.12	96	〃	925×3	30.0	188	4	—	—	
		石垣～黒島		18.5	高 0：25 フ 1：20	3/日(10～6月) 4/日(7～9月) 2/週 火・土	ちゅらさん2	〃	H18.7	83	〃	1040×3	34.0	149	3	—	—	
		石垣～大原	S47.5.1	31.4	高 0：35 フ 1：50	5/日(10～3月) 6/日(4～9月) 3/週 月・水・金	ちゅらさん	〃	H16.11	19	〃	1040×2	40.0	94	2	—	—	
		石垣～大原 ～竹富 ～石垣	H2.7.1 西表観光 海運(株) 譲渡譲受	31.4 29.0 6.5	高 0：35 0：40 0：10	1/日	サザンコーラル	〃	H15.11	30	〃	1040×2	40.0	82	2	—	—	
		石垣～上原	H6.8.31 離島総合 海運(株) 吸収合併	38.7	高 0：40	1/日(7～9月)	サザンバラダイス	〃	H13.12	27	〃	1040×2	40.0	90	2	—	—	
		石垣～鳩間 ～上原 ～石垣		38.3 12.5 38.7	高 0：40 0：10 0：40	2/日 3/週 火・木・土	サザンイーグル	〃	H12.9	19	〃	1040×2	40.0	90	2	—	—	
		※高速船の1便 は上原先行			フ 2：10 0：30 2：20		サザンクイーン	〃	H10.8	19	〃	1040×2	40.0	90	2	—	—	
		石垣～小浜 ～大原 ～小浜 ～竹富 ～小浜 ～石垣		17.7 25.3 25.3 14.0 14.0 17.7	高 0：25 0：30 0：30 0：20 0：20 0：25	1/日	サザンクロス5号	〃	H9.1	19	〃	1040×2	43.0	90	2	—	—	
							かりゆし	鋼	H5.4	99	〃	750×2	12.0	13	4	—	トラックス4台又は 乗用車16台	
							ゆいまる	合	H29.3	19	〃	1210×2	20.0	48	2	9	乗用車6台	

免許 (許可) 年月日	航路 距離 (km)	片道 所要時間 (時分)	運航回数	使用船舶明細							特記事項	住所 TEL・FAX
				船名	船質	進水 年月	総トン数 (G/T)	機関		乗組員	貨物 搭載 能力 (トン)	自動車 航送能力
								種類	馬力 (PS)			
H9.3.21	6.5	高 0 : 10 フ 0 : 20	8/日(4～6月) 11/日(7～9月) 9/日(10～3月) 2/週 火・土	うみかじ 2	合	H8.1	120	D	1659×2	3	—	—
				第八あんえい号	〃	H12.3	19	〃	770×3	2	—	—
	18.5	高 0 : 25 フ 0 : 40	5/日(10～6月) 6/日(7～9月) 2/週 月・木	第三十八あんえい号	〃	H12.12	19	〃	770×3	2	—	—
	31.4	高 0 : 35 フ 1 : 00	5/日 3/週 火・木・土	第八十八あんえい号	〃	H16.11	27	〃	1200×2	2	—	—
	38.7	高 0 : 40 フ 1 : 40	6/日(4～6月) 7/日(7～9月) 5/日(10～3月) 1/週(5～7月・日のみ)	第十二あんえい号	〃	H15.12	27	〃	1200×2	2	—	—
	31.4			第九十八あんえい号	〃	H17.4	29	〃	900×3	2	—	—
	20.5	高 0 : 25 フ 0 : 45	5/日(4～9月) 4/日(10～3月) 3/週 水・金・日	あさひ 1号	〃	H5.5	19	〃	700×2	2	—	—
	38.1 7.1 39.0	高 0 : 40 0 : 10 0 : 40 フ 1 : 20 0 : 15 1 : 20	1/日 3/週 月・水・金	ばいじま	〃	H19.8	98	〃	1200×2	6	—	—
	20.5 14.0 6.5	高 0 : 25 0 : 25 0 : 10	1/日	うみかじ	〃	H5.7	65	〃	770×3	3	—	—
				ばいかじ	〃	H14.8	19	〃	900×2	2	—	乗用車 6 台
				第五あんえい号	〃	H2.5	19	〃	536×3	2	—	—

※うみかじ 2 は帰間航路
には使用しない

島名	事業者番号 事業者名	航路番号 航路名 (沖縄第 号)	免許 (許可) 年月日	航路 距離 (km)	片道 所要時間 (時分)	運航回数	使用船舶明細										特記事項	住所 TEL・FAX	
							船名	船質	進水年月	総トン数 (G/T)	機関			旅客定員	乗組員	貨物搭載能力 (トン)			自動車 航送能力
											種類	馬力 (PS)	総馬力 (ノット)						
竹富 黒島 西表 小浜 鳩間	38	45		6.4	高 0:10 フ 0:15	11/日(4～9月) 9/日(10～3月) 2/週 火・金	フェリーードリーム	合	H18.9	19	D	830×2	48	2	4	乗用車 4 台	〒907-0012 石垣市美崎町2 TEL : 0980-84-3178 FAX : 0980-84-3330		
				19.3	高 0:25 フ 0:30	6/日 4/週 月・火・木・土	ドリーム1	〃	H18.8	29	〃	1128×2	90	2	—	—			
				19.7	高 0:30 フ 0:35	3/日 2/週 火・金	ドリーム2	〃	H18.8	29	〃	1128×2	90	2	—	—			
				31.1	高 0:35 フ 0:45	3/日 3/週 月・木・土	ドリーム6	〃	H4.2	16	〃	355×2	53	2	—	—			
			H19.4.19 (許可) H30.4.1 (休止)	38.1	高 0:55 7.6 0:15 7.6 0:15 38.1 0:55	3/週 月・木・土	ドリーム3	〃	H19.2	19	〃	700×2	64	2	—	—			
				31.1	高 0:35 32.0 0:35 19.3 0:25	1/日	ドリーム7	〃	H20.6	19	〃	568×2	80	2	—	—			
				31.1	高 0:35 29.1 0:35 6.4 0:10	1/日	シードリーム	P	H8.8	5ト未満	〃	103×2	35	2	—	—			
				19.3	高 0:25 17.5 0:30 6.4 0:10	1/日	プレミアムドリーム	合	H20.7	167	〃	1400×2	245	5	—	—			
							スーパードリーム	合	H25.9	141	〃	1450×2	195	4	—	—			

島名	事業者番号 事業者名	船路番号 航路名 (沖縄第 号)	免許 (許可) 年月日	航路 距離 (km)	片道 所要時間 (時分)	運航回数	使用船舶詳細										特記事項	住所 TEL・FAX	
							船名	船質	進水年月	総トン数 (G/T)	機関		航海能力 (ノット)	旅客定員	乗組員	貨物積載能力 (トン)			自動車航送能力
											種類	馬力 (PS)							
渡瀬間	34 (有)安栄観光 代表取締役 森田安高	46 石垣～渡瀬間	H22.12.27 (許可)	52.0	フ 2：00 3：00 高 1：00 フ 0：30	4 /週 火・木・金・土 ※金は第2、4線曜に運航 4 /日(4～9月) 3 /日(10～3月)	フェリーはてるま ばいかに 第八あんえい号 第十八あんえい号 第三十八あんえい号 第五十八あんえい号 第十二あんえい号 第九十八あんえい号	鋼 合 合 〃<											

○陸上交通

①一般貸切旅客自動車運送事業一覧表

平成30年3月末 現在

		所在地	代表者	免許（許可） 年月日	免許 キロ (km)	運行 系統数	平成30年10月末現在				従業員 数
										合計	
							大型	中型	小型		
乗 合 ・ 貸 切 兼 業	東運輸(株)	(〒907-0012)石垣市美崎町3 TEL(0980)82-2054 FAX(0980)83-4686	松原 栄松	昭25.6.24	156.5	13	29	2	4	35	53
	(有)南ぬ島交通	(〒907-1221)竹富町字小浜3400-44 TEL(0980)85-3801 FAX(0980)85-3802	下野 英信	平17.1.31(貸) 平28.9.7(乗)	—	—	15	2	8	25	16
	西表島交通(株)	(〒907-1221)竹富町字南風見201 TEL(0980)85-5601 FAX(0980)85-5307	玉盛 雅治	昭48.12.18	55.6	1	21	3	2	26	46
	(有)竹富島交通	(〒907-1221)竹富町竹富681-1 TEL(0980)85-2154 FAX(0980)85-2112	新田 長男	平16.9.16	7	1	0	0	3	3	19
	(株)コハマ交通	(〒907-1221)竹富町字小浜3209-1 TEL(0980)85-3830 FAX(0980)85-3831	金城 良二	平9.2.3 平22.3.5	12.1	1	1	4	2	7	6
貸 切 専 業	(株)かびら観光交通	(〒907-0453)石垣市字川平886 TEL(0980)88-2660 FAX(0980)88-2665	伊良皆 高司	平17.3.7	—	—	9	0	4	13	12
	(株)石垣島イーグル観光	(〒907-0002)石垣市真栄里562-1 TEL(0980)87-0785 FAX(0980)87-0786	大竹 智恵子	平22.9.9 平28.2.16譲受	—	—	18	4	1	23	22
	うるわし観光	(〒907-1221)竹富町字小浜2541 TEL(0980)85-3818 FAX(0980)85-3039	仲得 長政	平20.5.12	—	—	2	2	0	4	4
	いりおもて観光(株)	(〒907-1434)竹富町字南風見189-2 TEL(0980)85-5333 FAX(0980)85-5254	屋宜 靖	平10.12.16	—	—	10	3	1	14	17
	竹富島観光(合) (休止中H27.2月～)	(〒907-1101)竹富町字竹富350 TEL(0980)84-5557 FAX(0980)87-7825	石垣 研哉	平20.4.8	—	—					
	(株)友利観光	(〒907-1101)竹富町字竹富524番地 TEL(0980)85-2305	友利 勝	平28.2.2			0	0	4	4	8
	最西端観光(株)	(〒907-1801)与那国町字与那国4562-1 TEL(0980)87-2037 FAX(0980)87-2442	前西原 好弘	平19.12.28	—	—	1	2	1	4	
	響コーポレーション 石垣営業所・宮古	(〒907-0024)石垣市新川安高原822-1 TEL(0980)82-3344	草場 博和	平30.1.16 (営業区域拡大)	—	—	2	1	1	4	6

資料： 沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」（平成30年12月）

②道路

【参考資料： 沖縄県国民保護計画 資料編（平成30年4月）】

主要地方道

平成27年4月1日 現在

管内	NO	路線名	区間		路線認定 (日)	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済 延長 (m)	舗装率 (%)
			起点	終点							
八重山管内	79	石垣港伊原間線	石垣市石垣港	石垣市字伊原間	S51.12	45,116	45,116	41,607	92	41,866	92.8
	87	富野大川線	石垣市字富野	石垣市字大川	H6.3	19,418	19,418	16,757	86	17,353	89.4

一般県道

平成27年4月1日 現在

管内	NO	路線名	区間		路線認定 (日)	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済 延長 (m)	舗装率 (%)
			起点	終点							
八重山	206	平野伊原間線	石垣市字平野	石垣市字伊原間	S51.12	14,544	14,544	8,784	60.4	14,544	100.0
	207	川平高屋線	石垣市字川平	石垣市字川平	S51.12	2,640	1,780	1,780	100.0	1,780	100.0
	208	石垣浅田線	石垣市字石垣	石垣市字名蔵	S28.9	8,797	8,797	8,638	98.2	8,797	100.0
	209	大浜富野線	石垣市字大浜	石垣市字梓海	S28.9	10,254	10,208	10,208	100.0	10,208	100.0
	210	小浜港線	竹富町字小浜村内	竹富町字小浜（港）	S55.7	1,536	1,536	1,536	100.0	1,536	100.0
	211	新川白保線	石垣市字新川	石垣市字白保	S55.7	15,741	12,657	11,496	90.8	12,657	100.0
	213	黒島港線	竹富町字黒島	竹富町字黒島（港）	S55.7	2,822	2,822	2,822	100.0	2,822	100.0
	214	石垣空港線	石垣市字真栄里	石垣市字真栄里	S49.7	799	799	799	100.0	799	100.0
	215	白浜南風見線	竹富町字西表白浜	竹富町字西表南風見	S28.9	54,038	54,038	50,352	93.2	53,833	99.6
	216	与那国島線	与那国町字祖納	与那国町字祖納	S28.9	14,433	14,433	13,068	90.5	14,433	100.0
	217	与那国港線	与那国町字祖納	祖納港	S30.8	613	613	613	100.0	613	100.0

（注）●総延長は、道路法の規定に基づき指定又は認定された路線の全延長である。

●実延長は、総延長から重用延長、未供用延長及び渡船延長を除いた延長である。